

○ 大阪高等検察庁執務規程

平 08 . 03. 27 大阪高検訓令第 4 号

検事長訓令 大阪高検職員あて

改正 平 09. 03. 27 訓令第2号

平 10. 04. 09 訓令第1号

平 10. 12. 25 訓令第2号

平 11. 03. 31 訓令第1号

平 13. 03. 30 訓令第1号

平 15. 03. 31 訓令第4号

平 17. 04. 01 訓令第3号

平 25. 03. 28 訓令第5号

大阪高等検察庁執務規程（昭和59年大阪高検訓令第1号検事長訓令）の全部を次のように改正する。

（規程の目的）

第1条 この規程は、検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号法務大臣訓令。以下「事務章程」という。）第30条に基づく事務細則として検察官、検察事務官、その他の職員（以下「職員」という。）の責任の所在を明確にし、事務の適正と能率の向上を図ることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 職員は、検察庁法、事務章程、その他の法令によるほか、この規程の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

（規律の遵守）

第3条 職員は、検察の職責にかんがみ、常に規律を重んじ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

(秘密の厳守)

第4条 職員は、職務に関する秘密事項の取扱いに慎重を期し、秘密を厳守しなければならない。

(責任と協調)

第5条 職員は、責任を重んじ、自己の担当する職務を適正かつ迅速に遂行しなければならない。

2 職員は、検察庁の事務全体が円滑に運営されるよう、互いに連絡協調しなければならない。

(意見の具申)

第6条 職員は、事務の改善に関する意見があるとき、又は参考となる事項を知得したときは、進んで上司に具申しなければならない。

(人権の尊重)

第7条 職員は、人権尊重の精神に徹し、関係人との面接、令状の執行、保釈の取扱い、刑の執行等についていたずらに部外の非難を受けることのないように努めなければならない。

(次席検事の職務の代行)

第8条 次席検事に事故のあるとき、又は次席検事が欠けたときは、部長が席次により臨時にその職務を行う。

(部長及び事務局長の職務の代行)

第9条 各部の部長、又は事務局長に前条に掲げる事由があるときは、その部の検事が席次により、又は事務局次長がそれぞれ臨時にその職務を行う。

(検察官会議)

第10条 検事長は、検察の運営に関する重要な事項を審議するため、必要に応じ、検察官会議を開くことができる。

2 検察官会議は、検察官全員をもって構成し、検事長が主宰する。

(係及び所管事務)

第11条 事務章程第10条第7項により、課の係の数、名称及び所管事務を別表のとおり定める。

(課長補佐、係長及び係主任)

第12条 課に課長補佐を置くことができる。

課長補佐は、検察事務官のうちから任命する。

2 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、所属の職員を指揮監督し、課長に事故のあるとき若しくは欠けたときは、その職務を行う。

3 係に係長を置くほか、係主任を置くことができる。

係長及び係主任は、検察事務官のうちから任命する。

4 係長は、上司の命を受け、所管事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

5 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が指定する事務に従事する。

(事務の処理)

第13条 部の事務は、課長、主任検事、部長、次席検事を経て、検事長の決裁を受けて行う。

2 事務局の事務は、課長、事務局次長、事務局長、次席検事を経て、検事長の決裁を受けて行う。

3 軽微な事務については、前2項の規定にかかわらず、その所管に従い部長、主任検事、又は事務局長において、自ら処理することができる。この場合においては、必要な事項を速やかに上司に報告しなければならない。

(不服申立事件及び公判事件の配点)

第14条 不服申立事件及び公判事件は、特に命ぜられた場合のほか、部の所管に従い、各検事に順次配点して処理する。

(裁判結果の報告等)

第15条 裁判の結果は、裁判結果票(乙)に所要事項を記載し、所管の部長、次席検事を経て、検事長に報告しなければならない。

2 検察官控訴事件につき裁判があったとき及びその他の控訴事件につき、無罪、免訴又は原審の裁判と著しく異なった裁判があったときは、その裁判結果を、速やかに原審対応検察庁に通知しなければならない。

3 法令の解釈、又は手続の運用上参考となる裁判の言渡しがあったときは、速やかに総務部長に連絡しなければならない。

(検察官上告)

第16条 控訴審において、無罪、免訴、その他上訴の要否を検討する必要がある裁判があったときは、無罪等審査票に所要事項を記載し、上訴の要否に関する意見を添えて、上司に報告し、その指揮を受けなければならない。

(検察官控訴)

第17条 管内検察庁から検察官控訴の要否につき指揮を求められたときは、所管の部において担当検事を指名して審議し、その経過及び結果を次席検事を経て、検事長の決裁を受けなければならない。

2 前項の場合においては、検察官控訴要否審議結果票に審議のてん末を記載して保存しなければならない。

(会同・会議の報告)

第18条 会同又は会議に出席した職員は、速やかにそのてん末を上司に報告しなければならない。

(事務監査)

第19条 検事長は、事務章程24条第1項により、職員をして定時又は臨時に自庁及び管内
検察庁の事務監査を行わせる。

2 事務監査に関する細則は、別に定める。

(秘密文書及びその他の文書・簿冊の取扱い)

第20条 秘密文書及びその他の文書・簿冊の取扱いについては、別に定める。

(執務場所を離れる場合)

第21条 職員は、執務時間中執務場所を離れるときは、その所在を明らかにしておかなければならない。また、用務のため庁外に出ようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

(住所等変更の届出)

第22条 職員は、身分上の異動を生じ、又は本籍、住所を変更した場合は、速やかに上司を経て、検事長に届け出なければならない。

(出張)

第23条 職員が、出張しようとするときは、上司を経て、検事長の認可を受けなければならない。

2 帰庁したときは、速やかにそのてん末を上司に報告しなければならない。

(出勤簿)

第24条 職員は、出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第25条 職員の休暇は、あらかじめ休暇簿により検事長の承認を受けなければならない。

2 やむを得ない事由により、前項の承認を受けることができなかつたときは、速やかに電話その他適当な方法により、上司にその旨を申し出て、事後承認を受けなければならない。

ない。

(事務の引継ぎ)

第26条 職員は、職務を交代するときは、事務引継ぎを正確に行わなければならない。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9. 3. 27大阪高検訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10. 4. 9大阪高検訓令第1号)

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平成10. 12. 25大阪高検訓令第2号)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11. 3. 31大阪高検訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13. 3. 30大阪高検訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15. 3. 31大阪高検訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17. 4. 1大阪高検訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25. 3. 28大阪高検訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

部・局	課・室	係	所 管 事 務
事務局	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関する事。 2 職員の厚生に関する事。 3 自庁警備に関する事。 4 出張手続に関する事。 5 自動車の運行に関する事。 6 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関する事。 8 前各号に関連する事。
		秘書係	1 秘書に関する事。 2 前号に関連する事。
		文書係	1 文書の接受発送に関する事。 2 前号に関連する事。
	人事課	人事第一係	1 職員の任免、分限及び懲戒に関する事。 2 職員の定員に関する事。 3 職員の服務に関する事。 4 前3号に関連する事。
		人事第二係	1 職員の人事記録に関する事。 2 職員の給与に関する事。 3 栄典及び表彰に関する事。 4 職員の恩給、年金及び公務災害に関する事。 5 職員の身分証明に関する事。 6 前各号に関連する事。
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関する事。 2 予算及び決算に関する事。 3 保管金に関する事。 4 前3号に関連する事。

		用度係	<ol style="list-style-type: none"> 1 用度に関する事。 2 没収物等の売却に関する事。 3 前2号に関連する事。
		国有財産係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有財産及び営繕に関する事。 2 前号に関連する事。
		共済係	<ol style="list-style-type: none"> 1 共済組合に関する事。 2 前号に関連する事。
総務部	企画調査課	企画調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画調査、広報活動及び司法修習生の修習指導に関する事。 2 公判の運営一般に関する事。 3 判例の調査に関する事。 4 検察審査会に関する事。 5 国家賠償法に基づく争訟に関する事。 6 情報の公開に関する事。 7 個人情報の保護に関する事。 8 各部局間の調整に関する事。 9 前各号に関連する事。 10 他の課の所管に属しないものに関する事。
		情報システム管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 検察情報処理システムの管理に関する事。 2 統計に関する事。 3 前2号に関連する事。
		教養係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養指導に関する事。 2 合同図書室に関する事。 3 前2号に関連する事。
		検務第一課	事件係
		証拠品係	<ol style="list-style-type: none"> 1 証拠品に関する事。 2 前号に関連する事。
		令状係	<ol style="list-style-type: none"> 1 令状請求及び執行に関する事。

			2 前号に関連すること。
	検務第二課	執行係	1 死刑及び自由刑の執行に関すること。 2 恩赦及び保護に関すること。 3 前2号に関連すること。
		徴収第一係	1 徴収金の調定に関すること。 2 前号に関連すること。
		徴収第二係	1 徴収金の徴収に関すること。 2 徴収金の統計及び報告に関すること。 3 前2号に関連すること。
		犯歴係	1 科学的捜査の技術に関すること。 2 犯歴の調査に関すること。 3 記録の保存に関すること。 4 前3号に関連すること。
刑事部	刑事事務課	一般刑事係	1 事件(公安関係事件, 労働関係事件, 外事関係事件, 麻薬関係事件, 暴力関係事件及び公害関係事件並びに財政経済事件及び検事長の指定した事件を除く。)の捜査に関すること。 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関すること。 3 第1号の少年事件の審判に関すること。 4 前3号に関連すること。
		特別刑事係	1 財政経済事件及び検事長の指定した事件の捜査に関すること。 2 前号の事件に関連する資料の収集整備に関すること。 3 第1号の少年事件の審判に関すること。 4 前3号に関連すること。
		公判係	1 事件(公安関係事件, 労働関係事件, 外事関係事件, 麻薬関係事件, 暴力関係事件及び公害関係事件を除く。)の公判の遂行に関すること。 2 前号に関連すること。

公安部	公安事務課	公安係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公安関係事件，労働関係事件，外事関係事件，麻薬関係事件，暴力関係事件及び公害関係事件の捜査に関すること。 2 前号の事件の公判の遂行に関すること。 3 公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関すること。 4 外事関係事件，麻薬関係事件，暴力関係事件及び公害関係事件に関する資料の収集整備に関すること。 5 第1号の少年事件の審判に関すること。 6 前各号に関連すること。
-----	-------	-----	---